岐

第二千五百二十二号

平成二十六年二月十八日

規

則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十八日

七二岁

<u>'</u>

岐阜県知事 古田

岐阜県規則第一号

七四

占四

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

ように改正する。 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則(平成五年岐阜県規則第八十号)の一部を次の

「特例基準割合」という。) が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合(以下該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三第二十一条中「で計算した」を「(平成二十六年一月一日以後の期間については、当

準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合) を乗じて計算した金額 (その額に

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) の」に改める。

쓰 쓰 쓰 숲

附則

規定は、平成二十六年一月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の

(休日に当たる) 平成

平成二十六年二月十八日

(金曜日) 発行 (休日に当た

岐阜

県

公 報

毎週

県道

恵大

那湫線

○同

|番一地先まで

字洞一三

图图()• ()

崇平 ∴成

売平 ・成 ・ デ

五五六番一〇地先から恵那市長島町久須見字九枝

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル₍) メ イ

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

(74)

告

示

岐阜県告示第三十六号

岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程(昭和三十年岐阜県告示第五百九十五号)

平成二十六年二月十八日

の一部を次のように改正する。

古 田

岐阜県知事 肈

を「十年ごとに前項の規定に準じて」に改める。

第三条第二項中「こえる」を「超える」に、「更に十年」

を「更に」

に、「前項に準じ」

第一条中「むくいる」を「報いる」に改める。

から適用する。 この告示は、平成二十六年二月十八日から施行し、現に岐阜県議会議員の職にある者

岐阜県告示第三十七号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

岐

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事

古 田

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

用を開始するので告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供 岐阜県告示第三十八号

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

見道	類の道 種路
坂富	路
祝加 線	線 名
六五番一地先まで 一番一地先から 一番一地先から	区間
一〇五	ル (延) メ ー ト長
二 平 。成 二 六	の期日
三平 ・ 成 こ	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

示

公

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模

課及び西濃振興局において縦覧に供する。 なお、その届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

岐阜県知事

古 田

外

(変更前)(仮称)ゲンキー 関下有知店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

岐阜県知事 古 田

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

ゲンキー 株式会社

(変更前)

(仮称) ゲンキー 土岐肥田店

(変更後) ゲンキー 土岐肥田店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

古

田

岐阜県知事

見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

流通課において縦覧に供する。

条第三項の規定により公示する。

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

岐阜県知事 古 田

平成二十六年二月七日

届出年月日

届出者の氏名又は名称 ゲンキー 株式会社

=

建物の名称及び所在地

Ξ

山県市大字高富字米野二三二七番二 ゲンキー 高富店

外

変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

四

(変更前) (仮称) ゲンキー 山県店

(変更後) ゲンキー 高富店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

Ξ

流通課において縦覧に供する。 条第三項の規定により公示する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

平成二十六年二月十八日

見書を提出することができる。

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称 平成二十六年二月七日

届出年月日

ゲンキー 真正店 建物の名称及び所在地

株式会社パロー

本巣市政田字高畑一二二四番地

外

変更しようとする事項

四

大規模小売店舗の名称及び所在地

岐

(変更前) ゲンキー岐阜真正店(本巣郡真正町政田字高畑一二二四番地 「変更後)ゲンキー真正店(本巣市政田字高畑一二二四番地)

外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

流通課及び西濃振興局において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 **・当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配**

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十六年二月七日

届出者の氏名又は名称

ゲンキー 株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

ゲンキー 綾戸店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一

外

変更しようとする事項

四

大規模小売店舗の名称 (変更前) ゲンキー 垂井店

(変更後) ゲンキー 綾戸店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模

流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事

古 田

平成二十六年二月七日

届出年月日

届出者の氏名又は名称

Ξ

ゲンキー 株式会社

ゲンキー 関下有知店 建物の名称及び所在地

関市下有知今宮南一六六二番地一

変更しようとする事項

四

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更後) 午前九時から午後十時

〔変更前〕午前九時三〇分から午後九時三〇分

〔変更後〕午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 流通課及び東濃振興局において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

届出年月日

岐阜県知事 古 田

瑞浪市北小田町三丁目五三番

外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分

〔変更後〕午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

見書を提出することができる。

岐阜県知事 古 田

届出年月日

届出者の氏名又は名称

平成二十六年二月七日

=

ゲンキー 株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

ゲンキー 土岐肥田店

土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外

ゲンキー 瑞浪店 建物の名称及び所在地 ゲンキー 株式会社 届出者の氏名又は名称 平成二十六年二月七日

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

岐

届出年月日

ゲンキー 高富店 建物の名称及び所在地 ゲンキー 株式会社 届出者の氏名又は名称 平成二十六年二月七日

四

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

山県市大字高富字米野二三二七番二 外

Ξ

(変更前) (変更後) 午前九時から午後十時 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 〔変更前〕午前九時三〇分から午後九時三〇分

〔変更後〕午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模

流通課において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

報

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事

田

古

届出年月日

= 届出者の氏名又は名称 平成二十六年二月七日

株式会社パロー

建物の名称及び所在地

Ξ

本巣市政田字高畑||||四番地 ゲンキー 真正店

外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前十時から午後九時三〇分

〔変更後〕午前八時三〇分から午後十時三〇分

(変更後) 午前九時から午後十時

(変更前) 午前十時から午後九時

(79)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模

流通課において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 見書を提出することができる。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称 平成二十六年二月七日

ゲンキー 株式会社

届出年月日

岐

四

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時 (年間三〇日午前九時) から午後九時

養老郡養老町高田字初花二一九二番一

Ξ

ゲンキー 養老店 建物の名称及び所在地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

流通課及び西濃振興局において縦覧に供する なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

田

岐阜県知事 古

届出者の氏名又は名称

建物の名称及び所在地

ゲンキー 綾戸店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一

外

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分

〔変更後〕午前八時三〇分から午後十時三〇分

変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

〔変更前〕午前九時三〇分(年間三〇日午前八時三〇分)から午後九時三〇分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更後) 午前九時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

条第三項の規定により公示する。

流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 見書を提出することができる。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十六年二月七日

ゲンキー 株式会社

Ξ

変更しようとする事項

四

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模**

条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

建物の名称及び所在地 (仮称) クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号

意見の概要

意見なし (届出事項 新設

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年二月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

美濃加茂市下米田町今一七四

外

意見の概要

意見なし (届出事項 新設

公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田

公 報 平成26年2月18日 第2522号 岐 阜 県 (82) Ξ 四 四 四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のとおり Ξ 公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 作業種類 作業地域 同 二十六年一月三十日まで 平成二十五年九月二十七日から 作業期間 国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所 作業機関 平成二十六年二月十八日 瑞浪市釜戸町 作業地域 平成二十六年二月七日から 作業期間 作業種類 瑞浪市 海津市及び養老郡養老町 公共測量 (道路三次元データ計測 公共測量 (道路台帳修正) 公共測量の終了 年三月二十日まで 岐阜県知事 岐阜市薮田南二丁目一番一号 古 田

平成二十六年二月十八日発行

発 発 行 行

所者

岐 岐

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三 一

岐阜文芸社